

J A M 政策NEWS

【発行】J A M

【発行責任者】大山勝也

【編集】社会政策局

03-3451-2586

E-MAIL : syakai@jam-union.or.jp

雇用保険法・5月1日施行の問題点指摘

4月22日、参議院厚生労働委員会で6時間にわたり、雇用保険法改正案の質疑を行い、民主党はじめ野党は政府案の題点を厳しく追及しました。民主党議員は、施行日を5月1日とすることについて、「周知徹底期間が短く、現場の公共職業安定所は大混乱になる。それによってしわ寄せがくるのは、弱い立場の労働者である。5月1日施行は変更すべきだ。」と政府に施行日の修正を求めました。しかし、厚生労働大臣は5月1日施行を変更する意思はなく、「施行してしまえばあとは現場がやってくれる。」という意味にもとれる、無責任な答弁を繰り返すだけでした。

民主党山本議員・浅尾議員が問題点指摘

【山本議員】

5月1日の施行日でよいと考えているのか

【厚生労働大臣】

速やかに審議いただき、可決していただきたい。周知徹底はしっかりやる。

【山本議員】

今からでも施行日の修正を提案すべきではないか。

【厚生労働大臣】

現段階では審議・可決をお願いするほかはない。

【山本議員】

厚生労働省の姿勢に疑問を禁じ得ない。労基法改正案は「解雇できる」という条文を入れようとしているが、解雇しやすい法律を作っておいて、失業給付は切り下げるということでは労働者は踏んだり蹴ったりだ。厚生労働省は一体誰の立場に立っているのか。弱い労働者の立場に立つべきではないか。

【厚生労働大臣】

厚生労働省は、政・労・使の意見をよく聴いて、中立的な立場に立っている。

【浅尾議員】

(5月1日施行について)連休中に周知するのは困難ではないか。

【厚生労働副大臣】

インターネットの活用、適用事業所へのパンフレット配布など努力したい。

【浅尾議員】

4月25日に退職した場合と5月6日に退職した場合では給付に差が生じるが、今回のようなスケジュールで、労働者に周知徹底されなかった場合、その差額について国家賠償請求が可能なのではないか。

【厚生労働副大臣】

法律の効果は、法の施行日から生じる。

【浅尾議員】

雇用保険と労災保険は労働保険料として一括して納付しているが、雇用保険が苦しい場合は労災保険の積立金活用をはかるべきではないか。

【厚生労働大臣】

労災保険の積立金は、将来の給付に備えて必要なものなので、取り崩すことはできない。

4月25日成立・5月1日施行か??

今後のスケジュールは、4月24日に厚生労働委員会を開催し、午前中は参考人意見招致を行い、午後、再び質疑を行います。24日、委員会開催前に与党から採決を提案されるもようです。24日に可決した場合、翌25日午前中の参議院本会議で成立し、5月1日施行になるおそれがあります。

JAMでは雇用保険法改正法案審議にあたり、連合の傍聴行動に参加しています。情報は順次政策ニュースでお知らせします。

なお、坂口厚生労働大臣は25日午後から、「SARAS」対策のため東南アジア視察に向います。